

制 度 名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃											
税 目	法人税											
要 望 の 内 容	<p>企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の普及を図るため及びこれらの健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。</p> <table border="1" data-bbox="874 734 1489 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業年金制度は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な努力に基づき、制度創設以来、順調に普及してきている。</p> <p>また、勤労者財産形成給付金・基金制度は、事業主が金銭を拠出することにより、勤労者の現役期間中及び老後の生活の安定を図るための自助努力による財産形成を援助する制度である。</p> <p>少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を支援することが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていくことが急務である。</p> <p>そのため、平成 11 年度から課税凍結中（平成 28 年度が課税凍結期限）の特別法人税の撤廃により、企業年金等の一層の普及を図るものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>企業年金に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税（課税凍結中）、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除の対象）となっている。</p> <p>そうした中で特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し（特に、個人が運用指図を行う確定拠出企業年金では、個人ごとに区分された資産額が減少することとなる。）、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、企業年金等の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政策の達成目標	企業年金等が健全に育成及び適正に運営されることにより、国民の長期的な資産形成が図られること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金に係る信託、生命保険等の業務を行う内国法人（主に信託会社、生命保険会社（約 25 社（平成 27 年度末。生保協会、信託協会調べ））が特別法人税の納税義務者である。 なお、企業年金等の制度の加入者（平成 27 年度末実績）は、約 1,623 万人。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	企業年金等の積立金が確保されることにより、企業年金等の普及が促進され、国民の長期的な資産形成が図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	企業年金各制度、勤労者財産形成給付金制度及び勤労者財産形成基金制度については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の妥当性	企業年金等の積立金が確保されることにより、企業年金等の普及が促進され、国民の長期的な資産形成が図られる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度及び平成 26 年度の税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度及び平成 26 年度において課税停止が延長されている。	